



赤色信号と認識しながらあえて一時停止をしないで交差点内に進入した場合と比べれば、相当軽い。

イ 請求人は、本件事故の際、先天性の色覚異常に加え、街路樹で対面信号機の周囲がやや暗かったこと及び朝日のまぶしさを軽減するためサングラスを着用していたことにより対面信号機の色が見えにくい状態にあったこと、勤務による疲労が相当に蓄積していたこと、日中の車両通行量からすれば対面信号機が黄色点滅であってもおかしくない道路状況であったことといった要素の複合的な影響により、普段以上に対面信号機の赤色点滅と黄色点滅を区別しにくい状況にあった。

もし、色覚異常者でも色を区別しやすい信号機が普及し、本件事故の現場にも設置されていれば、本件事故を防げた可能性があった。

ウ 請求人は、極めて多忙な勤務状況による疲労の蓄積で、平成26年2月にはヘルペスウイルス髄膜炎に罹患して緊急入院し、また、本件事故の前日には、自宅の階段から足を踏み外して転倒している。

請求人の疲弊を誰も察知できない中、本件事故の際には請求人の疲労はピークに達しており、遠方から対面信号機の色が小さく見えたこと、サングラスを着用していても明るくは見えなかったことと複合して、その色の見間違えを起こしたものと認められる。

エ 本件事故について、本件処分の時点で、被害者遺族の一部及びタクシー会社と和解が成立しており、被害者遺族の一人からは、「■■■■さんはまだ若く、仕事もこれからだと思いますので、忘れては困りますが、生きていくための生活、家族のため、励んでください」等の内容の手紙を受け取っている。さらに、本件処分の後には被害者遺族の全員と和解が成立しており、このことは、審査請求における判断において相当に重く評価されるべきものである。

請求人は、本件事故の後、自身が急性ストレス反応で入院し、及び通院するほど、被害者及びその遺族へ苦痛を与えてしまったことに対する責任を痛感しており、被害者遺族に手紙を送付し、妻と共に事故現場で花や線香を供えるとともに、自宅祭壇前で被害者の冥福を祈るなど、本件事故について反省している。

オ 請求人の妻は、当時自らが鬱状態であったにもかかわらず、刑事裁判において、今後、請求人と共に被害者遺族に対する償いを継続するとともに、請求人をサポートしていくことを誓約した。請求人も、妻のサポートと監督を受け入れ、被害者及びその遺族に対して与えた深い悲しみを心に刻み続け、冥福を祈り続けるつもりである。

カ 請求人は、真面目にひたむきに教職を全うしてきたものであり、そのような姿を知っている上司、同僚、友人、知人らは、請求人の失職を避けてもらいたいと刑事裁判に協力し、また、激励してくれた。

キ 請求人は、失職により無収入であり、請求人及びその妻は、病気休職中である妻の傷病手当金だけで生計を立てている。このような中で、請求人の退職手当が大幅に減額されてしまうと、家計は窮地に陥り、そのような事態は酷に過ぎる。

(2) 処分庁が本件処分に当たり検討した他の地方公共団体における退職手当の支給制限処分の事例10件のうち、退職手当の7割を不支給とした処分事例1件及び5割を不支給とした処分事例2件と本件処分の事例とを比較検討すると、本件処分の事例は、これら3件の

処分事例より過失の程度が低いと認められる。加えて、献身的な職務の実行、それに伴う過労、先天的な色覚異常が本件事故の原因となっているから、請求人のみに強い非難を加えるのは適切ではない。

また、本件事故の刑事裁判の量刑は、退職手当の5割を不支給とした処分事例2件よりやや重いものの、7割を不支給とした処分事例1件よりは軽い。

そうだとすると、請求人の献身的な職務の実行、それに伴う過労、先天的な色覚異常、周りからの教員としての高い評価、被害者遺族との和解の状況などの多くの特殊事情があることを考慮すれば、退職手当の7割ではなく、5割を不支給とすべきであるのに、処分庁がこのような分析をしたとは思われず、検討が不十分である。

なお、処分庁は、退職手当の全部を不支給とした他の地方公共団体の処分事例が多数あるにもかかわらず、請求人がこれを無視し、7割を不支給とした処分事例及び5割を不支給とした処分事例に限定して比較検討を行っており、妥当でない旨主張するが、本件が退職手当の全部を不支給とすべき案件でないことについて処分庁と請求人で争いはなく、7割を不支給とするのが妥当か5割を不支給とするのが妥当かが争点なのであるから、7割を不支給とした処分事例及び5割を不支給とした処分事例に限定して比較検討を行うことは当然である。

- (3) 退職手当の7割を不支給とした本件処分は重きに失し、本件事故の重大性を考慮しても、5割を不支給とする程度が適切である。

平成29年12月7日提出

仙台市長 郡 和 子

## 1 裁決の主文

本件審査請求を棄却する。

## 2 裁決の理由

### (1) 争点について

本件審査請求は、請求人が、本件処分は重きに失し、本件事故の重大性を考慮しても退職手当の5割を不支給とする程度が適切であるとして、本件処分の不当性を主張している事案であり、争点は、①本件処分に当たり勘案すべき事項が勘案されているか否か、②本件処分に係る支給制限割合が妥当であるか否か、であると認められるので、以下検討する。

### (2) 争点に対する判断

#### ア 本件処分に当たり勘案すべき事項が勘案されているか否か

請求人は、本件事故に関しては酌むべき事情が多く存在するとして、本紙5審査請求の要旨(1)アからキまでの事情を挙げる。

この点、処分庁は、本件処分に係る平成28年12月6日付け退職手当支給制限処分書において、支給制限処分の理由を、「本件事故において、被害者2名を死亡させたという結果は極めて重大であるが、①この事故が、重過失ではなく過失による交通事故であること、②事故要因に悪質なところがなく、職務とは直接関係のない非違行為であること、③遺族の一部と和解が成立し、損害金を内払いするなど、被害者側に誠意を尽くしていること、④生徒・保護者・教育関係者等に対し、深く反省の意を示していること、⑤約30年間にわたり、懲戒処分や厳重注意などの措置を受けることなく、誠実に勤務し、同僚や生徒に慕われてきたこと、以上の情状を参酌すると、本件非違行為は、あなたの過去の勤続功績をすべて没却するまでのものとは認められない。よって、他の自治体における退職手当支給制限の処分事例も勘案し、退職手当の7割を支給しないこととする。」としている。

したがって、処分庁は、本件処分に当たり、請求人が酌むべき事情として主張しているもののうち、同エ及びオについては当該支給制限処分の理由③で、同カについては当該支給制限処分の理由⑤で、それぞれ処分を減輕する要因として評価していることが認められる。

なお、請求人は、同エにおいて、本件処分の後には被害者遺族の全員と既に和解しており、このことは、相当に重く評価されるべきものであるとしているが、処分庁は、当該支給制限処分の理由③で「損害金を内払いするなど、被害者側に誠意を尽くしている」として、本件処分の時点において被害者遺族の一部と和解が成立していたことのみならず、他の被害者遺族に対して損害金の内払を行っていたことについても処分を減輕する要因として評価しているのであるから、本件処分の後に被害者遺族の全員と和解が成立したことが、本件処分の不当性の判断に影響を及ぼすとは認められない。

また、請求人は、同アからウまでにおいて、本件事故は、請求人のみに一方的な過失がある事故ではなく、また、先天性の色覚異常に加えサングラスの着用や勤務による疲労蓄積等の要素が複合的に影響して引き起こされたのであるから、これらの点を

本件処分において勘案すべきと主張する。しかしながら、刑事裁判に係る判決書摘録によれば、その量刑の判断において、先天性の色覚異常については、これを検討した上で「本件事故の惹起について先天性色覚異常が大きく影響しているということではできず、この点で被告人の責任が軽減されるということではできない。」と結論し、さらに、本件事故が請求人の一方的な過失によるものとはいえないとし、サングラスの着用、仕事の多忙による判断力等の低下、道路状況等の複合的な要素についても認めた上で、その量刑を禁錮2年6月、執行猶予3年としているところ、処分庁においては、このような量刑判断の経緯を前提として本件処分を行っているのであるから、請求人が主張するこれらの点についても、処分庁において勘案されているものと評価できる。

さらに、請求人は、同キにおいて、請求人の世帯の生計の状況について勘案すべきとしているが、本件処分が県条例第12条の規定により行われているところ、同条は、退職をした者の退職手当の返納（県条例第15条）の場合とは異なり、「当該退職をした者の生計の状況」を退職手当の支給制限処分に当たり勘案すべき事項とはしていないのであるから、本件処分に当たりこれを勘案しなかったことをもって不当であるということではできない。

以上のとおりであるから、本件処分に当たり勘案すべき事項は、処分庁において勘案されていると認められる。

#### イ 本件処分に係る支給制限割合が妥当であるか否か

請求人は、他の地方公共団体における退職手当の7割を不支給とした処分事例1件及び5割を不支給とした処分事例2件よりも本件事故の過失の程度が低いと認められるとし、さらに、請求人の献身的な職務の実行、それに伴う過労、先天的な色覚異常、周りからの教員としての高い評価、被害者遺族との和解の状況などの多くの特殊事情があることを考慮すれば、退職手当の7割ではなく、5割を不支給とすべきである旨、主張する。

しかしながら、請求人の主張するような本件処分の事例に係る事故の過失の程度及び特殊事情については、そもそも刑事裁判の量刑判断において既に勘案されているのであり、他の地方公共団体における処分事例に関しても、それぞれの処分事例に係る個々の過失の程度及び特殊事情を勘案した上で刑事裁判の量刑判断がなされていると考えるのが相当であるから、処分庁が、本件処分をするに当たり、他の地方公共団体における処分事例のうち交通事故に係るものでその刑事裁判の量刑が本件処分の事例に係る量刑と同程度のものについて抽出し、それらの退職手当の支給制限割合と本件処分の事例に係る支給制限割合を比較検討したことには、一定の合理性があるといえる。その上で、処分庁が比較検討した他の地方公共団体の処分事例には、その刑事裁判の量刑が本件処分の事例に係る刑事裁判の量刑と同等又はより軽い場合であっても全部を不支給としたものが複数含まれることを踏まえれば、退職手当の7割を不支給とした本件処分が不当に重いということではできない。

なお、請求人は、他の地方公共団体における退職手当の7割を不支給とした処分事例1件及び5割を不支給とした処分事例2件のみとの比較検討に基づいた主張をするが、他の地方公共団体の処分事例には全部を不支給とした処分事例も含まれるのであ

って、それらの処分事例を考慮せず、7割を不支給とした処分事例及び5割を不支給とした処分事例に限定した比較検討を行うことは、むしろ妥当性を欠くといわざるを得ない。

したがって、請求人の当該主張には理由がなく、処分庁において、他の地方公共団体における処分事例との比較検討を含め、勘案すべき事項は勘案されていると認められること、さらに、何ら過失のないタクシーの同乗者を含む被害者2名の死亡という本件事故の結果が極めて重大であることからすると、本件処分において退職手当の7割を不支給としたことに不当な点はない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

以上により、請求人の主張に理由はなく、その他本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。